

令和6年4月1日から一部制度が変わります

1 障害者法定雇用率が 2.3%から2.5%へ引き上げになります



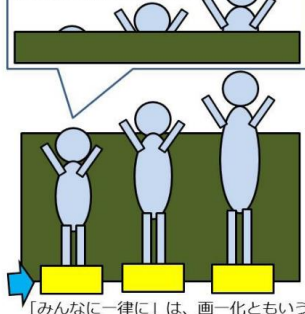
これまで対象事業主の範囲が
43.5人以上に対し、1人以上の
雇用義務となっていました。が、
4月1日からは
40.0人以上で1人以上の
雇用義務と変わることになります。

●令和8年7月からは2.7%へ引き上げになることが、すでに決まっています。

2 合理的配慮の提供が義務化されます

壁の向こう側から見れば...

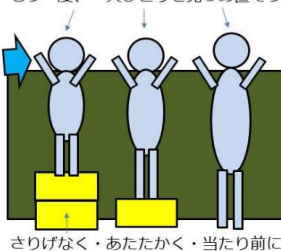
当事者目線がないと、
いつまでも気づかれない



「みんなに一律に」は、画一化ともいう
従来の「平等」の考え方
今後、差別にあたる可能性も

一人ひとりの能力の発揮具合
を考えよう...合理的配慮

もう一度、一人ひとりを見つめ直そう



さりがなく・あたたく・当たり前
今後の「公平」の考え方
能力の最大限の発揮が目的

不当な差別的取り扱いについては、
(行政機関等・事業者) 禁止で変更は
ありません。

合理的配慮の提供が一部変更となっ
ています。

(行政機関等) 義務

(事業者) 努力義務→義務

障がいのある人もない人も、互いにそ
の人のらしさを認め合いながら共に生きる
社会の実現に向け、できる取り組みを考
えていきたいですね。

3 中高年齢等障害者相談支援窓口の設置が始まります



センターでは中高年齢等障害者の加齢による特有の課題(体力、認知機能)
の低下等に関する相談や、障害者雇用企業で継続して雇用されている中高
年齢障害者の継続雇用に関する相談等の受付窓口となっています。

◆相談を受けた際、事業所を訪問し継続雇用に向け、必要に応じ関係機関と
連携し支援いたします。他、セミナー等で継続雇用に関する好事例の紹介や
支援機関等について情報提供等を行います。困難事例等に関しては、必要に
応じ専門の方からの助言等をいただき支援させていただきます。

しもきた活動紹介

企業交流会



在職者交流会

2月8日(木)プラザホテルむつで企業交流会を開催しました。今回は令和6年度4月から障害者雇用の制度が一部変更となることに合わせ、障害者雇用率引き上げや、合理的配慮等の制度について行いました。

参加いただいた業種は、行政、福祉、金融、製造、サービス業、教育等の12社となっています。

制度についてお話を聞いたあとは、企業間で交流する時間を設け、互いに障害者雇用の取り組み方についてお話しています。参加者からは「他企業のお話を聞く事ができ参考になった。」「知らなかった事を知ることができて良かった。」等の感想が多く聞かれました。



2月3日(土)下北文化会館で在職者交流会を行いました。参加者の方が健康で働き続けられるよう、今回はむつ市役所健康づくり推進課にご協力いただき健康測定(血圧・血管年齢・身長体組成計・骨密度測定・立ち上がりテスト)を行いました。測定結果については、看護師の方から参加者に説明があり、食事面等で気を付けることなどお話をいただいています。健康測定終了後は、下北文化会館にある下北珈琲店の美味しいお食事を皆さんでいただきました。ごちそうさまでした。今回3回目の交流会も参加者にとっていい学びとなりました。参加してくれた在職者10名の方、今回協力してくださいました皆様、ありがとうございました。



職場実習

以前から介護の仕事に興味があった2名の方が介護補助の体験実習に参加しています。初めての体験で緊張もありましたが、利用されている方のお力になれるよう一生懸命取り組んでいました。



おうえん
しています。

就職おめでとうございます

1月 女性1名 製造業
2月 男性1名 事務職



今年度も皆様には大変お世話になりました。

令和6年度も引き続きよろしく
お願いいたします。



令和5年度 しもきた事業実績(2月末現在)

登録者	220 名
在職者	121 名
今年度就職者	24 名
相談支援件数	2349 件